

お知らせ information

お知らせ

限度額適用・標準負担額 減額認定証の更新

国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証（認定証）の有効期限は、平成27年7月31日までとなっておりますので、現在認定証を交付されている方には、7月中旬に申請書を郵送します。8月以降も引き続き認定証が必要な方は、役場町民生活課へ申請書を提出してください。8月以降に入院、または高額な外来診療の予定がない方は、再度申請する必要はありません。また今後入院などにより新たに認定証が必要と

なる方は、町民生活課で申請の上、交付を受けてください。

高齢受給者証の更新

認定証の更新においては、平成26年分の所得をもとに区分判定を行い、この区分に応じて医療機関の窓口で支払う限度額が決定となります。国民健康保険に加入している世帯で未申告の方がいる場合は、上位所得として判定されますので、忘れずに申告を行ってください。認定証の区分は、平成26年中の所得や加入者の異動により変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

国民健康保険の加入者で、70歳から74歳の方に交付している「高齢受給者証」の有効期限が平成27年7月31日までとなっておりますので、新しい「高齢受給者証」を7月下旬に郵送します。

後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新

8月1日以降に医療機関等で診療を受ける際は、保険証と新しい「高齢受給者証」を窓口に表示してください。自己負担割合は、平成26年中の所得により変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

後期高齢者医療保険に加入している方が現在お使いの「被保険者証（保険証）」は、有効期限が7月31日までとなっています。新しい保険証を7月中旬に郵送します。8月1日以降は新しい保険証を使用してください。

ひとり親家庭医療費受給者の皆さんへ（受給資格更新）

現在交付されているひとり親家庭医療費受給者証の有効期限は、平成27年7月31日までとなっております。8月1日以降も引き続き医療費の助成を受けるためには、更新の手続きが必要です。左記の日程で更新の受付を行いますので忘れずに手続きをしてください。

なお、受給者の方には個別に案内通知をしていますのでご確認ください。

◆受付日時

7月28日（土）・30日（月）
午前9時から午後5時15分まで
7月29日（水）
午前9時から午後7時まで

◆受付場所 健康福祉課

◆必要なもの

- ひとり親家庭医療費受給資格登録更新申請書
- ひとり親家庭医療費受給者証（水色のカード）
- 受給者と児童の健康保険証
- 受給者と児童の戸籍謄本（児童扶養手当受給者は不要）

なお有効期限が切れた「高齢受給者証」は、8月1日以降、役場町民生活課へ返却してください。

【新しい高齢受給者証】

有効期限：平成28年7月31日

【古い高齢受給者証】

有効期限：平成27年7月31日

町民生活課 ☎72-6933

【新しい認定証】

有効期限：平成28年7月31日

【古い認定証】

有効期限：平成27年7月31日

町民生活課 ☎72-6933